

# 第21回

## 島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。  
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和 7年2月27日(木) 午後 3時58分  
於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和 7年2月27日(木) 午後 3時58分
2. 閉会時間 令和 7年2月27日(木) 午後 4時34分
3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 17名  
1番 北浦 守金      2番 田上 豊      3番 森 浩則  
4番 稲田 勝      5番 水本 正一郎      6番 林田 靖仁  
7番 田浦 秀子      8番 尾崎 栄      9番 松崎 慎太郎  
10番 入江 敏昭      11番 森本 勝也      12番 米田 公明  
13番 北尾 健一郎      14番 祐田 久男      16番 太田 武春  
18番 廣瀬 光徳      19番 村里 枝美子
5. 欠席委員者の数 2名  
15番 林田 了星      17番 金子 利範
6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 2名  
中央 稲田 保夫      東空閑 柴田 利明
7. 報告事項  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について  
報告第2号 使用貸借解約通知書について  
報告第3号 農業用施設届について  
報告第4号 令和6年度 農地パトロール(利用状況調査)の結果について
8. 議案  
第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について  
第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
第4号議案 非農地証明願について  
第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について  
第6号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)の要請について

議長

ただ今より、第21回島原市農業委員会の総会を開催いたします。

本日、15番 林田 了星 委員、17番 金子 利範 委員は、所要のため欠席と連絡が  
あっております。

本日出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達して  
おりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の  
規定により、議長が指名することになっており、…番 ……委員、…番 ……委員を  
指名します。

議長

はじめに、事務局から報告があります。

事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告  
します。

以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページから3ページに記載のとおりで、11件 25筆 24, 175平方メートル  
の届けがありました。

次に、報告第2号 使用貸借解約通知書について報告します。

議案集4ページに記載のとおりで、4件 8筆 13, 383平方メートルの届けが  
ありました。

次に、報告第3号 農業用施設届について報告します。

議案集5ページに記載のとおりで、2件 2筆 258平方メートルの届けが  
ありました。

次に、報告第4号 令和6年度農地パトロール（利用状況調査）について報告  
します。

まずもって、農業委員、推進委員の皆様には、8月から9月にかけて、お忙しい中、  
また猛暑の中で調査にご協力いただき、ありがとうございます。例年12月までに報告を  
していたところですが、報告が遅れましたこと誠に申し訳ありませんでした。今  
後も遊休農地の把握、解消に向け取り組んでまいります。

それでは、議案集 6ページをお願いします。

遊休農地の区分ですが、1号遊休農地のうち、緑区分はトラクターで耕起すれば  
利用可能なもの、黄区分は一部低木が生え、トラクターと重機を併用すれば利用  
可能となるものです。

左から2列目は新規に発生した遊休農地で、全体で約9.6haの増加とな  
っています。

3列目から6列目は1号遊休農地から再生困難な遊休農地になったもの、  
緑区分から黄区分になったものなどを記載しており、それぞれの遊休農地の程  
度が悪化していることがわかります。7列目は解消となったもので、約1.1  
haが耕作再開、農地以外の地目への変更等により減少  
しています。

一番右側の列は前年度との対比で、全体で187筆、約10.7haの増加とな  
っています。

この調査結果を基に、緑区分と黄区分の所有者284名に意向調査書を送  
付しております。

問合せ等ありましたら、農業委員会へ回答していただくよう  
お願いします。

今年度は事前調査時に候補農地を把握し、農地パトロール時に委員と確認し、新規発生農地として計上したことにより、遊休農地が約9.7ha、再生困難な農地が1ha、計10.7haの増となりました。

地区によって件数にばらつきがあり、東空閑・大野地区が178件、釘崎・戸田地区が245件と多いため、来年度は2地区を分けて、全体を9地区から、11地区に分ける予定です。

以上で報告を終わります。

議長

ただ今の報告に対して、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、1番に記載のとおりで、畑 1筆 165平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、296平方メートルで、農機具は、鍬 1挺、鎌 1挺を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番について報告します。

譲受人は、5年の農作業暦があります。

トマト・胡瓜・さつまいも等を作付けし、自宅の隣接地ということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番について説明します。

2番の譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、2番に記載のとおりで、畑 2筆 693平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、3,550平方メートルで、農機具は、トラクター 3台、マルチ張 1台、畝たて機 1、モア 1台を、所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、事務局より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番について報告します。

譲受人は、……市で50年の農作業歴があります。

妻と二人で農業を営み、サツマイモ、落花生、里芋を作付し、自宅から車で、15分と言うことで問題なしとみてまいりました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の2番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番について説明します。

3番の譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、3番に記載のとおりで、畑 1筆 231平方メートルを売買するための申請です。

譲受人の社会福祉法人悠久会は、障がい者への生活活動の機会を提供することを目的に取得するものであります。

これは農地法第3条第2項ただし書きに規定する不許可の例外に該当し、農地法施行令第2条第1項第1号ハの規定において、「教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人が、権利を取得しようとする農地を、業務の運営に必要な施設の用に供すると認められるとき」は農地を取得することができるかとされています。

取得後の耕作面積は、749平方メートルで、農機具は、トラクター2台、耕運機 1台、刈払機 1台、2tトラック 1台、を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

また、譲受人は社会福祉法に基づいた法人で、社会福祉法に基づき、障がい者への農作業体験を目的として農地を取得するものであり、問題なしとみております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の3番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番について説明します。

4番の譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、4番に記載のとおりで、畑 1筆 412平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、17,179.38平方メートルで、農機具は、トラクター 3台、田植機 1台、コンバイン1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番について報告します。

譲受人は、34年の酪農業暦があります。

家族2人で酪農業を営み、水稻・牧草を作付けし、自宅から徒歩1分ということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の4番について、許可することにご異議ありません

か。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番及び第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は関連がありますので、一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

まず、第2号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

申請人は、議案集8ページ、1番に記載のとおりで、申請地39平方メートルを、駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、市街地の区域等に近接する、おおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されますので、許可が可能と判断しております。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集9ページ、1番に記載のとおりで、申請地42平方メートルを譲り受け、第2号議案の1番の申請地と併せて駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域外の農振地域内で農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番及び、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は……、……の一角にあり、北側、東側は道路、南側は宅地、西側は雑種地となっております。

現状のまま利用し、雨水は溜樹へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第2号議案の1番及び、第3号議案の1番について、

ご意見等はありませんか。

A…… 委員  
議長。

議長

A…… 委員

A…… 委員  
譲受人の住所は、神戸市となっていますが？

事務局  
議長。

議長  
事務局

事務局  
譲受人は、別添①資料1ページの隣接する……宅へ転入予定と伺っています。

A…… 委員  
議案等に「転入予定」等の表記をしてもらえれば、質問もしなくていいのでは？

事務局  
今後は、議案へ「転入予定」等の記載を行うこととします。

議長  
……委員、よろしいでしょうか。

A…… 委員  
はい。

議長  
他にありませんか。

(「なし」という発声)

議長  
ご意見等がありませんので、まず第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集9ページ、2番に記載のとおりで申請地 33平方メートルを譲り受け、宅地造成し売却したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は農地、東側は雑種地、南側、西側は宅地となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集9ページ、3番に記載のとおりで申請地244.00平方メートルを譲り受け、駐車場用地として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は農地、東側は、南側は宅地、西側は道路となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案 非農地証明願いの1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

申出人は、議案集10ページ、1番に記載のとおりで、昭和63年月日不詳頃から、山林化しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第4号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は道路、東側、南側は里道、西側は水路となっております。

現地を見ますと、山林化しており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 非農地証明願いの1番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第4号議案 非農地証明願いの2番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの2番について説明します。

申出人は、議案集10ページ、2番に記載のとおりで、昭和53年月日不詳頃から、宅地（貸家用地）として利用しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第4号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、周囲は宅地に囲まれています。

現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 非農地証明願いの2番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第4号議案 非農地証明願いの3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの3番について説明します。

申出人は、議案集10ページ、3番に記載のとおりで、昭和34年月日不詳頃から、宅地（住宅用地）として利用しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第4号議案 非農地証明願いの3番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側は農地、南側は宅地、西側は道路となっております。

現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の3番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 非農地証明願いの3番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第4号議案 非農地証明願いの4番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの4番について説明します。

申出人は、議案集10ページ、4番に記載のとおりで、平成15年月日不詳頃から、原野になっています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第4号議案 非農地証明願いの4番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は水路、東側は道路、南側は宅地、西側は農地及び宅地となっております。

現地を見ますと、山林、水路、雑種地となっており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の4番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 非農地証明願いの4番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第4号議案 非農地証明願いの5番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの5番について説明します。

申出人は、議案集10ページ、5番に記載のとおりで、平成9年月日不詳頃から、山林、水路及び雑種地(水路工事の残地)となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第4号議案 非農地証明願いの5番について報告します。

申請地は……、……の一角にあり、6筆は道路の両側に位置しており、半分程、農地に接しています。

現地を見ますと、山林、水路、雑種地となっており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の5番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 非農地証明願いの5番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。

農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

所有権移転について、議案集11ページに記載のとおりで 4件 8筆、8,168.00平方メートルです。

農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、今回が最終となりますことを報告します。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積

計画（案）を承認することに決定いたします。

次に、第6号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について説明します。

昨年9月総会時に、「農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画（案）」の、農地中間管理機構から受け手への利用権を設定する議案と、「農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画（案）」、貸し手から農地中間管理機構を経て受け手への利用権設定を一括で行う、「一括方式」議案として上程することになると説明していましたが、第6号議案のナンバー6からナンバー12のように、受け手のみの利用権設定が混在していることがわかりました、本来であれば、議案を分けるか、今月の第5号議案の「農用地利用集積計画（案）」（所有権移転）のように分けるべきところを、どちらも同じ「農用地利用集積等促進計画（案）」であったことから、混在して上程していました。今後は議案へ「計画種別」とし「受け手のみ」と表示し議案上程することとします。

（契約期間中に、受け手の変更があった場合時に発生する。 契約書も様式が違い、「一括方式」ではない。）

議案集の12ページから13ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、33筆、38,492.00平方メートルの農地について、農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構へ要請するものです。内、11筆、10958.00平方メートルが受け手のみの変更となります。

別添② 添付資料の1ページから3ページを併せてご覧ください。

農地中間管理機構に対する要請にかかる農地の受け手の詳細について、記載をしております。農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、21名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に対して、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第6号議案は、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第6号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画（案）は、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請することに決定いたします。

議長

以上で、第21回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。  
これで、第21回島原市農業委員会総会を閉会いたします。

終了時間 午後 4時34分